

中小企業もハラスメント相談窓口 設置義務化まで1ヶ月を切りました

対策は
お済み
ですか？

※大企業は2020年6月に義務化しています。 ※セクハラ・マタハラは既に設置義務があります。

パワーハラスメント(パワハラ)対策として、大企業は2020年6月、
中小企業は2022年4月よりハラスメント相談窓口の設置が義務となります。

社内相談窓口の場合…

窓口担当者の
精神的負担が大きい…

社内にハラスメント対策
のノウハウがない…

情報漏えいの懸念から
心理的に利用しづらい…

当事務所の

ハラスメント外部相談 窓口受託サービス

導入実績
あり!

毎月「報告書」を
提出いたします!

料金：7,500円～/月 (税抜)

をご利用ください!

◆ 研修を受けた男性、女性スタッフが専門医療機関との連携も図り、迅速かつ的確に対応いたします。

社労士事務所に
相談窓口を置く
③つのメリット

- ① 第三者の中立な立場から適切な助言
- ② 社内ルールの見直し等も窓口一つで完結
※本サービスとは別途料金が発生いたします。
- ③ 労務の専門家が相談窓口である安心感



弊所HPにて
解説動画を掲載
しております。
ぜひ御覧ください!

【ハラスメント
チェックリスト】

□ ハラスメント
周知のための
研修実施

□ 専用相談窓口もしくは
プロジェクトチームの
設置

□ 加害者となった
場合、厳正な対応
を行う旨の通知

□ ハラスメントに
関する禁止事項
就業規則への記載

□ ハラスメント
発生時の対応
マニュアル完備

全て必須
対応です!

ハラスメント対策でのお困りごとは当事務所へ! まずはご相談ください!

お申し込みは FAX:011-738-2256 にて承ります

ふりがな		ご担当者様	
事業所名		お役職	従業員数
お電話番号		Emailアドレス	@

□今後FAX不要 個人情報に関しては適切に管理し、セミナー開催等、弊所サービスのご案内のみに使用させていただきます。



社労士・行政書士

はまぐち総合法務事務所

〒060-0806 札幌市北区北6条西6丁目2 福徳ビル3F

TEL: 011-738-2255 / FAX: 011-738-2256

特定非営利活動法人ハラスメント協議会 所属 担当: 安達 (n.adachi@office-hamaguchi.com)